

都道府県医療ソーシャルワーカー協会連携協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、都道府県医療ソーシャルワーカー協会連携協議会（会長会）と称します。

(目的)

第2条 本会は、都道府県を単位とする医療ソーシャルワーカーの職能団体、および日本医療ソーシャルワーカー協会の連携を密にして、医療ソーシャルワーカーの立場から、専門的技術の調査研究と医療ソーシャルワークの普及につとめ、もって公衆衛生の向上並びに社会福祉の増進に寄与することを目的とします。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行います。

- (1)医療ソーシャルワークに関する連絡調整
- (2)ソーシャルアクションに関する意思統一
- (3)その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 本会の主催団体である(公社)日本医療ソーシャルワーカー協会に事務局を置きます。

(構成員)

第5条 本会は、都道府県を単位とする医療ソーシャルワーカーの職能団体を構成員とします。

(入会)

第6条 前条に定める構成員は、文書連絡の上、任意に入会することができます。

(会費)

第7条 構成員は、別に定める会費を納入するものとします。

(退会)

第8条 構成員は、事前に文書連絡の上、任意に退会することができます。

(役員)

第9条 本会の会務運営を担うために、都道府県医療ソーシャルワーカー協会連携協議会会議(以下、会議という)において、構成員の代表の中から2名以上10名以内の役員を置きます。

- 2 役員は、役員選出を議案とする会議において、選挙によって出席者の過半数の信任を得た者が就任します。
- 3 役員の任期は2年とします。但し、再任を妨げないものとします。また、本会の代表の任期満了の場合において、後任者が就任するまでは前任者が引き続きその職務を執行します。
- 4 選出団体において構成員の代表に交代があった場合には、その新任者が前任者の残任期間の職務に当たります。
- 5 役員のうち1名を代表、残りを副代表とします。
- 6 代表は役員の互選により選出します。再任は妨げないが、連続しては3期までしか選任できないこととします。

(会議)

第 10 条 定例会議は、原則として毎年 2 回、代表が召集し開催します。なお、うち 1 回は公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会全国大会時に、その開催都市において開催します。

2 前項のほか、代表が必要と認めたとき又は構成員の過半数から要求があったときには、代表は臨時に会議を開催します。

(議決)

第 11 条 会議の議決は、この会則に別に定めるもの以外は、出席者の全会一致によるものとします。

(出席者)

第 12 条 会議には、構成員の代表が出席します。但しやむを得ない事由がある場合には、その代理を出席させることができます。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は、国の会計年度を準用します。

(経費)

第 14 条 本会の経費は、構成員の会費及び寄附金その他の収入をもってこれを支弁します。

(予算および決算)

第 15 条 本会の毎年度歳入歳出予算及び決算は、定例会議において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければなりません。

(会則の改廃、解散)

第 16 条 会則の改廃及び本会の解散は、その議案提出会議における出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければなりません。

(付則)

1 本会則は、2008 年 5 月 23 日の会議に於いて議決され、同日をもって施行された。

2 本会則は、2012 年 5 月 25 日一部を改正し施行する。

3 第 9 条の役員を選出するにあたっては、以下の協会・ブロックごとに 1 名以上の役員を割り当てることとする。

1)北海道・東北(北海道・青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島)

2)関東(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川)

3)北信越(新潟・富山・長野・石川・福井)

4)東海(山梨・静岡・愛知・三重・岐阜)

5)近畿(滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫)

6)中国・四国(岡山・鳥取・島根・広島・山口・香川・愛媛・徳島・高知)

7)九州(福岡・大分・熊本・佐賀・長崎・宮崎・鹿児島・沖縄)

4 本会則は、2022 年 6 月 25 日一部を改正し施行する。

5 本会則は、2025 年 6 月 20 日一部を改正し施行する。

6 本会則は、2026 年 6 月 12 日一部を改正し施行する。